

租税特別措置法第40条第16項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書  
〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）により財産を取得した特定一般法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定（以下「公益認定」といいます。）を受けたことを届け出るときに使用します。

《記載要領》

- 1 「提出先」欄には、特定贈与等により財産を取得した特定一般法人がこの届出書を提出するときの主たる事務所の所在地を所轄する税務署名を記載してください。
- 2 「届出者」には、上記1の特定一般法人がこの届出書を提出するときの主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。
- 3 「認定前の名称等」には、公益認定を受ける前の届出者の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。
- 4 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。
- 5 「特定贈与等を受けた財産の明細」には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資としている」のように具体的に記載してください。
- 6 「その他参考事項」には、公益認定を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- 7 この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。

（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されているものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 届出者の公益認定後の登記事項証明書等
- 2 届出者が公益認定を受けたことを証する書類